

徳島県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
2 8		阿南小松島		小松島市立江町字江ノ上一番九地先から 同 字松本九 番一地先まで		旧		四・三丁二二・八		一五〇・〇	
同		同		同		新		四・三丁四六・三		一六一・〇	